

## しだれ栗森林公園指定管理者募集要項

### 1. 募集の趣旨

辰野町では、しだれ栗森林公園の設置及び管理に関する条例(昭和57年辰野町条例第1号)に基づき設置されたしだれ栗森林公園(以下「森林公園」という。)の管理に関する業務を効果的かつ効率的に行い、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に、指定管理者制度を適用することとし、この募集要項のとおり指定管理者を募集します。

### 2. 公の施設の名称及び概要

- (1) 名 称 しだれ栗森林公園
- (2) 所在地 辰野町大字小野字楡沢5983番地1
- (3) 規模その他の概要

|       |                                                                                                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施 設   | 総合案内所(管理棟)1棟、バンガロー 5人用2棟、8人用4棟、オートキャビン 10人用3棟、キャンプハウス 13人用1棟、15人用1棟、オートキャンプ場 24箇所、フリーサイト 1箇所、コインシャワー 1棟、トイレ 3棟、バーベキュー広場 1箇所、水道施設、排水施設、林間広場、バターゴルフ場、マレットゴルフ場、焼肉ハウス 1棟、遊具 1式 |
| 設置年月日 | 当初昭和57年4月1日 現在施設完成 平成7年4月1日                                                                                                                                                |
| 事業の内容 | ・ しだれ栗森林公園運営・管理                                                                                                                                                            |

- (4) 施設の利用者・収支の状況  
別紙のとおり

### 3. 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、別添「しだれ栗森林公園指定管理者仕様書」に定めるところにより、森林公園の管理業務を適切に行うものとします。

### 4. 業務の範囲 (詳細は、しだれ栗森林公園指定管理者仕様書のとおり)

- 1 施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
- 2 施設等の利用の許可に関すること。
- 3 利用の促進に関すること。
- 4 設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。
- 5 施設の安全な運営に関すること。
- 6 施設等に係る経費(電気料金、水道料金等)の支払に関すること。
- 7 管理業務・経営状況に関する報告書の作成及び提出
- 8 その他森林公園の管理上、必要とする業務

### 5. 指定管理者が管理する期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 6. 申請することができる者の資格

指定管理者に申請できる者は、法人その他の団体(個人での申請は不可。以下「団体」という。)で、管理業務の遂行に必要な資格者(防火管理者)を有し、次の各号のいずれにも該当しない者となります。

なお、団体の法人格の有無は問いません。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者

- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により指定の取消を受けたことのある者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条(同項を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者

## 7. 募集及び選定の日程

募集及び選定の日程は次のとおりとします。

|             |                                                                                                                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 募集要項の配付     | 令和2年9月30日(水)～10月20日(火)<br>午前8時30分～午後5時15分(土・日祝祭日を除く)<br>(配付場所) 辰野町役場 産業振興課 林務係<br>(辰野町のホームページにも掲載します)                                                             |
| 説明会(希望団体のみ) | 10月5日(月) 午後2時<br>しだれ栗森林公園総合案内所 電話 0266-46-3774<br>参加人数:各団体2名以内とします<br>※希望団体のみとしますので、参加を希望する場合は10月2日(金)の午前中までに辰野町役場産業振興課林務係へ電話かメールでお申し込み下さい。希望団体がいなければ開催しません。      |
| 質問の受付       | 9月30日(水)～10月7日(水)                                                                                                                                                 |
| 質問の方法       | ファクシミリまたは電子メールで受け付けます。(参考様式3)<br>(電話を含め口頭での質問はお受けできません。)<br>提出先 辰野町役場産業振興課 林務係<br>電話 0266-41-1111 内線 2151<br>FAX 0266-41-4651<br>電子メール:sangyou@town.tatsuno.lg.jp |
| 質問の回答       | 10月13日(火)まで<br>質問者及び説明会へ参加した団体へ随時 FAX 又はメールにて回答します。<br>町のホームページでも公表します。                                                                                           |
| 申請書の受付期限    | 10月20日(火) 午後5時<br>下記窓口へ持参のこと(郵送不可)<br>提出先 辰野町役場 産業振興課                                                                                                             |
| 指定管理者の指定    | 令和2年12月(議会の議決後)                                                                                                                                                   |
| 業務の開始       | 令和3年4月1日                                                                                                                                                          |

## 8. 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、次のとおり、辰野町公の施設に係る指定管理者の指定申請書(様式第1号)その他の書類(以下「申請書類」という。)を町に提出してください。

|      |                                                                                                    |                                                                                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申請書類 | (様式第1号) 辰野町公の施設に係る指定管理者の指定申請書<br>(参考様式1) 指定を受けようとする施設の管理業務計画書<br>(参考様式2) 指定を受けようとする施設の収支計画書(5ヶ年度分) |                                                                                                                                |
|      | 法人の場合                                                                                              | 1 定款、寄附行為又は規約その他これらに類する書類<br>2 当該法人の登記事項証明書<br>3 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去3ヶ年の事業報告書並びにそれぞれの事業年度における財務状況を説明する書類<br>4 納税を証する書類 |
|      | 法人以外                                                                                               | 1 団体の設立を定めた規約その他これに類する書類<br>2 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに過去3ヶ年の事業報告書及び収支決算書<br>3 納税を証する書類(役員について)                        |
| 提出部数 | 正本1部及び副本7部。(副本は正本を複写して作成しても差し支えありません。)                                                             |                                                                                                                                |

## 9. その他申請にあたっての留意事項

- (1) 申請書類のほか、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがあります。
- (2) 申請書類等は、返却しません。
- (3) 申請書類等は、辰野町情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (4) 受付期間の終了後における申請書類等の再提出または差替えは、原則として認めません。
- (5) 申請書類等の著作権は申請者に帰属しますが、指定管理者の選定後は、選定された申請書類等の著作権については町の帰属となります。
- (6) 申請書類等の作成・提出に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

## 10. 指定管理者の候補者の選定

### (1) 選定方法

申請があった団体のうちから、指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を選定します。

辰野町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年辰野町条例第25号)第4条の規定に基づき、選定委員会において、次の各号により審査し、公の施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者の候補者として選定します。

- 1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- 2 公の施設の適切な維持管理及び運営に要する経費の縮減が図られるものであること。
- 3 公の施設の管理を安定して行う人的、物的その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みであること。

### (2) 選定の基準

候補者の選定は、別に定める選定基準に基づき、行います。なお、選定に伴う申請書類等の審査は、次の各号の通りとします。

#### 審査の方法

#### 1 一次審査(書類審査)

提出された事業計画書等に基づき、提案内容の確認と選定基準を満たしているか否かについて審査します。その際、提出書類の追加説明を求める場合があります。

#### 2 二次審査(プレゼンテーション)

事業計画書、収支計画書等に基づく申請者からの提案説明(プレゼンテーション)と選定委員によるヒアリングを行います。

一次及び二次審査での総合的な評価により指定管理者の候補者を決定します。

### (3) 候補者の選定

候補者を選定したときは、その結果を申請されたすべての団体に書面で通知し、公表します。

## 11. 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者を森林公園の指定管理者とする旨の議案を辰野町議会に提出し、その議決を受けて行います。

なお、町と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者が管理業務を行うために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において、速やかに行います。

## 12. 別添書類の一覧

- (1) しだれ栗森林公園指定管理者仕様書
- (2) 別紙
  - ・施設の利用者等集計及び収入状況表
  - ・運営経費算定書
- (3) 辰野町公の施設に係る指定管理者の指定申請書(様式第1号)
- (4) 管理業務計画書(参考様式1)
- (5) 収支計画書(参考様式2)
- (6) 質問票(参考様式3)